

令和6年

第47回

プロドライバー事故防止コンクール

—— 7月1日(月)～12月31日(火) ——

プロ意識 危険を予知する 車間距離

第47回～第49回スローガン



主催 (一財)長野県交通安全協会
長野県警察
国土交通省北陸信越運輸局長野運輸支局
(公社)長野県バス協会
(公社)長野県トラック協会
(一社)長野県個人タクシー協会
長野県個人タクシー協会

～ プロドライバー事故防止コンクール実行委員会 ～

令和6年 第47回プロドライバー事故防止コンクール実施要領

第1 目的

運送用自動車の運転者(以下「プロドライバー」という。)全員が、運転マナー及び接客マナーを向上し、安全運転を励行することにより、運送事業に伴う交通事故防止の徹底を図り、併せて、プロドライバーが模範となって、一般ドライバーの安全意識の高揚を促し、もって「安全で快適な交通社会」を実現することを目的とする。

第2 実施期間

令和6年7月1日(月)から同年12月31日(火)までの間

第3 スローガン

「プロ意識 危険を予知する 車間距離」

【第46回最優秀作品】

第4 参加単位

実行委員会を構成する主催各団体に加盟している事業者(会員)単位とする。

ただし、個人タクシーは、長野及び松本の個人タクシー事業協同組合をそれぞれ1事業者とみなす。

第5 参加事業者の実施事項

参加事業者は、本運動を円滑に推進するため、次の事項に配意し、必要な措置をとるものとする。

- (1) 配布される立看板等を活用し、ドライバー個々の安全意識の高揚に努めること。
- (2) 実施責任者を選任し、同乗指導によるチェックの励行など創意工夫を凝らした安全対策を職場ぐるみで行うこと。
- (3) SDカードを活用した安全運転管理を推進し、優良ドライバーについては、表彰を行うなどの意識高揚対策を図ること。
- (4) プロドラ通報などの、交通事故防止に関する情報を積極的に活用し、一般ドライバーの模範となる交通安全行動を実践すること。
- (5) 実施結果は、別添様式の「プロドライバー事故防止コンクール実施結果表」に所定事項を記載し、令和7年1月10日(金)までに各所属協会に提出するものとする。
- (6) 参加事業者は、ドライバーに対して、事故や違反事実及びそれらに係る行政処分の有無等を確認することに異議申し立てはしない(委任する)旨の承諾を得ること。

第6 主催団体の指導と確認

- (1) 各主催団体は、期間中隨時、傘下にある参加事業者に赴き、指導監督・督励にあたるものとする。
- (2) 各主催団体は、結果表を取りまとめ令和7年2月5日(水)までに当該実施結果表を警察本部交通企画課に提出するものとする。

第7 主催機関の措置

(1) 国土交通省北陸信越運輸局長野運輸支局の措置

国土交通省北陸信越運輸局長野運輸支局は、本コンクール実施期間における参加事業者の事故や違反に係る行政処分の有無について、審査委員長に通知するものとする。

(2) 警察本部交通企画課の措置

警察本部交通企画課は、事業者から送付された結果表及び各事業者の期間中の交通事故発生状況を別に定める表彰規程に基づき、審査資料を作成する。

第8 参加事業者の区分

参加事業者の管理する車両台数により、次のとおりグループ分けをする。

区分	バス協会	トラック・タクシー
Aグループ	200台以上	50台以上
Bグループ	50～199台	20～49台
Cグループ	5～49台	5～19台
Dグループ	4台以下	4台以下

※ 個人タクシーは、松本と長野の組合をそれぞれ1事業者とみなす。

第9 表彰の種類

被表彰事業者は、原則として期間中無事故であった事業者とし、別に定める表彰規程に基づき下記表彰を決定するものとする。

- 特別表彰
- 最優秀賞
- 優秀賞
- 優良賞

第10 審査の配点

審査の配点は下記のとおりとし、合計点数の上位の事業者を表彰する。

評価は、別に定める表彰規程に基づくものとする。

審査項目と配点

区分	無事故点	安全活動	接客マナー	計
配点	50点	40点	10点	100点

別添様式

プロドライバー事故防止コンクール実施結果表

※交通課長確認印不要

部門別	1 バス	2 トラック	3 タクシー	4 個人タクシー	
事業所名					
所在地					
代表者氏名	印				
連絡先	(TEL)	FAX)		
実行責任者 職・氏名					
保有車両台数	台				
従業員数 (ドライバー以外も含む)	人	営業所数			
期間中における事業所保有車両延べ走行距離				km	
期間中の事故 2 有り	1	無			
	月・日	発生場所	当事者別	事故種別	怪我の程度
	・		1当・2当	死亡・重傷・軽傷・物件	
	・		1当・2当	死亡・重傷・軽傷・物件	
	・		1当・2当	死亡・重傷・軽傷・物件	
	・		1当・2当	死亡・重傷・軽傷・物件	
	・		1当・2当	死亡・重傷・軽傷・物件	
	・		1当・2当	死亡・重傷・軽傷・物件	
	・		1当・2当	死亡・重傷・軽傷・物件	

交通安全活動実施内容

項目	実施項目	実施事項等	
		主な内容	回数等
導交通等の活動	研修(講習)会等の開催 (受講者)		回 (人)
交通安全指導	その他、ドライバーに対する交通安全指導活動		回
マナー改善周知	朝礼・社内放送等		回
	地域における交通安全活動		回
	地域貢献活動 (交通安全活動を除く)		回
	交通安全運動期間中の取組		回
	ポスター・チラシの作成・配布 (交通安全運動期間以外)		回
	接客マナー等向上の取組		回

交通 安 全 活 動 実 施 内 容			
項目	実施項目	実施事項等	
		主な内容	有無
マナーナー改善周知 交通安全・接客	立て看板・横断幕等の作成・掲出		有・無
	交通安全啓発文書等の車内掲出 ・ドライバーへの身に付け活動等		有・無
	標語・作文などの募集		有・無
	その他の啓発・啓蒙活動等		有・無

項目	実施事項	実施内容		
安全運転管理	S D 力 一 ド の 取 得 (令和6年1月1日から12月31日までの間)		通	
	同乗(添乗)指導		回	
	適性検査の実施		人	
	タコグラフによる管理	有	・	無
事業者による取組	無事故・無違反者の表彰制度	有	・	無(有の場合 人)
	無事故運転者手当制度	有	・	無
	交通違反、交通事故ドライバーに対する内部処分	有	・	無
	交通安全に関する誓い	有	・	無(有の場合 通)
	安全運転呼称励行運動の実施	有	・	無
	社内交通事故防止委員会の設置	有	・	無
	指差確認運転の実施	有	・	無
	運行前の呼気検査(飲酒運転防止対策)	有	・	無
	夕暮れ時の前照灯早め点灯の取組	有	・	無
夜間の走行用前照灯(ハイビーム)使用と対向・前車など幻惑の可能性がある場合のすれ違い用前照灯(ロービーム)へのこまめな切替えの推奨				

その他の取組・期間中の特異な安全活動・接客マナー改善活動実施内容

※ 記載しきれない場合や資料がある場合には、適宜追加してください。

コンクールに関し、社員の行政処分に関する調査について、異議を申し立てません。